平成２３年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿屋市西原２丁目27番４号
債務者　吉信　智明
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
神奈川県横須賀市光風台28番９号　第６白百合荘101
債務者　齋藤　政義
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３２０号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1091番地　リーフヒルズ葉山101
債務者　畠山　　悧
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３２７号
神奈川県横須賀市森崎１丁目19番４号　東洋ビル204
債務者　竹田　雄一
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３３０号
神奈川県横須賀市鷹取２丁目４番25号　朝岡ハイツ102
債務者　八巻　昭二
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１９１号
福島県いわき市泉町滝尻字定ノ田288番地
債務者　大井川裕明
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２６２号
松江市松尾町784番地
債務者　内田　一平
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９号
長崎市琴海形上町1791番地７、申立時の住所長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁１番地101
債務者　座間味美千江
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
長崎県佐世保市小佐世保町415番地
債務者　斉藤　文男
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２５５０号
札幌市東区北49条東16丁目３番１号　ベラワイス101号
債務者　和田しのぶ
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８１１号
札幌市東区北25条東12丁目３番12―101号
債務者　池田　美奈
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５５号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目１番15―104号
債務者　牧野　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５６号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目１番15―104号
債務者　牧野　みほ
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８９１号
札幌市北区太平９条２丁目１番11号
債務者　工藤　康子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３８号
札幌市北区北28条西２丁目３番18号　クルーズハウス創成高校前103号
債務者　佐々木　歩
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０７４号
札幌市東区北26条東６丁目３番22号　桜井ハイツ10号
債務者　松田　和子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０１号
群馬県藤岡市上戸塚377番地13、住民票上の住所群馬県藤岡市中栗須43番地17　ハイムＯＳＡ102
債務者　加藤　義仁
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部